

## 平成26年度公立大学法人横浜市立大学の業務の 実績に関する評価結果を公表します

横浜市公立大学法人評価委員会では、地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人横浜市立大学の業務実績評価を毎年度行っており、その評価結果は、市長への報告と公表が法令で定められています。

このたび、「平成26年度公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果」を取りまとめましたので公表します。

### 【26年度の評価結果（概要）】

#### ■全体的な評価

全体的な評価	教育、研究、附属病院運営等大学活動の多くの部分にわたり、さまざまな工夫・努力が重ねられ、全体としてほぼ順調に年度計画が実施され、第2期中期計画達成のめどが立ちつつあると認められる。
教育面の評価事項	・国際総合科学部において、教育内容の分析評価が進められていること ・医学部において、今後の社会的ニーズを見据えた「総合診療医学」教室を設置したこと
研究面の評価事項	・先端医科学研究センターが厚生労働省の難治性疾患実用化研究事業「遺伝子性難治性疾患の網羅的遺伝子解析拠点研究」に新たに採択されたこと ・センターとして初の専任教員を3名配置し、体制の充実が図られたこと
医療面の評価事項	・附属2病院とも地域の中核的医療施設として機能充実に取り組んだこと ・センター病院が「地域がん診療連携拠点病院」に指定されたこと

#### ■項目別評価（A：年度計画を上回って実施している、B：年度計画を順調に実施している、C：年度計画を十分に実施できていない、D：年度計画を実施していない）

取組項目	評価結果	評価の概要	主な評価事項
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組（冊子P4）	B	年度計画を概ね順調に実施したと認められる。	・全学的な英語教育の充実 ・医学部における国際認証基準への対応
II 附属2病院（附属病院及び附属市民総合医療センター）に関する目標を達成するための取組（冊子P9）	B	年度計画を概ね順調に実施したと認められる。なお、年度計画を上回っている取組も見られる。	・センター病院の「地域がん診療連携拠点」への指定 ・先進医療の積極的推進
III 法人の経営に関する目標を達成するための取組（冊子P12）	B	年度計画を順調に実施したと認められる。	・学内でのハラスメント防止のためのeラーニング研修の実施 ・卒業生向け情報提供の推進
IV 自己点検及び評価に関する目標を達成するための取組（冊子P16）	B	年度計画を順調に実施したと認められる。	特になし

※ 詳細な評価結果については別添「平成26年度公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果」を参照してください。

## 【参考（評価委員会の概要）】

### ■目的

公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価等を行うため設置(平成16年12月24日)

### ■評価委員会の主な事務

1. 各事業年度における業務実績についての評価
2. 中期目標期間における業務実績についての評価 など

### ■委員構成（任期：平成28年12月23日まで）

委員長	かわむらつねあき 川村恒明	公益財団法人 文化財建造物保存技術協会 顧問
委員	ありかわよしこ 蟻川芳子	一般社団法人 日本女子大学教育文化振興桜楓会 理事長
	あるがとおる 有賀徹	昭和大学病院 病院長
	おおくぼちゆき 大久保千行	横浜商工会議所 副会頭
	おかもとゆみこ 岡本由美子	公認会計士

(委員は50音順)

### ■開催状況

- 1 第61回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成27年6月3日開催)
- 2 第62回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成27年6月30日開催)
- 3 第63回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成27年7月31日開催)
- 4 第64回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成27年8月21日開催)

### ■根拠条文（地方独立行政法人法より抜粋）

(地方独立行政法人評価委員会)

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第二十八条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

### お問合せ先

横浜市公立大学法人評価委員会事務局（横浜市政策局大学調整課）

横浜市政策局大学調整課長 伊勢田 純 Tel 045-671-4271